

○須坂市水資源保全条例施行規則

○須坂市水資源保全条例施行規則

昭和59年9月28日規則第19号

改正

平成9年3月28日規則第11号

平成25年3月28日規則第19号

須坂市水資源保全条例施行規則

須坂市水資源保全条例施行規則（昭和49年規則第13号）、須坂市水資源保全条例の規定に基づく保全地区の指定を定める規則（昭和49年規則第22号）及び須坂市水資源保全条例の規定に基づく許可基準を定める規則（昭和49年規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、須坂市水資源保全条例（昭和59年条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第15条第1項の規定による井戸掘削（変更）許可申請書（第20条第3項の規定による変更申請を含む。）は、様式第1号による。

（届出の様式）

第3条 条例第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第22条第3項及び第23条第2項の規定による届出書は、次に定める様式による。

- (1) 井戸掘削届出書 様式第2号
- (2) 井戸完成届出書 様式第3号
- (3) 井戸使用届出書 様式第4号
- (4) 氏名（名称）、住所、用途変更届出書 様式第5号
- (5) 承継届出書 様式第6号
- (6) 井戸廃止届出書 様式第7号

（立入調査の身分証明書）

第4条 条例第25条第2項の規定による身分証明書は、様式第8号による。

（保全地区の指定）

第5条 条例第11条の規定による保全地区は、別表に掲げるとおりとする。

（許可施設）

第6条 条例第15条第1項の規定による許可を受けなければならない施設は、次の各号の一に該当する施設とする。

- (1) 動力による揚水機の吐出口の断面積（吐出口が同一敷地内において二つ以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートル以上のもの
- (2) 揚水機の電動機又は発動機（以下「電動機等」という。）の定格出力（電動機等が同一敷地内において二つ以上あるときは、その定格出力の合計）が0.41キロワット以上又は2.40馬力以上のもの

（許可要件）

第7条 条例第15条第2項の規定による許可要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 須坂市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）第2条第2項に規定する給水区域へ給水するために採取している地下水及び他の地下水の利用に支障がないと認められること。
- (2) 井戸の間隔は、次のとおりとする。
 - ア 特別保全地区 2キロメートル以上あること。
 - イ 普通保全地区 1キロメートル以上あること。ただし、農業用水として季節的に使用する井戸にあつては、500メートル以上あること。

ウ その他保全地区 30メートル以上あること。ただし、井戸の深さが30メートル以上のものにあつては、普通保全地区の例によること。

(3) 動力による揚水機の1日の揚水量（揚水機が同一敷地内において二つ以上あるときは、その揚水量の合計）が500立方メートル未満であること。ただし、農業用水として季節的に使用する井戸にあつては、この限りでない。

(4) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。

(5) 地下水のほかに他の水を確保することが困難であると認められること。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第11号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

保全地区

地区	大字	字
特別保全地区	坂田	大和合、小和合、堂場、大星、水ノ入、扇ノ入、柏木平、焼山、坊平及び小丸
	日滝	天狗岩、明覚山、南原、山寺、親ノ入、鳶岩、夕日、古城、滝ノ入及び鎌田山
	井上	金口、十九ヶ塙、藤山、辛沢、大洞及び本誓寺
	八町	戸谷、久保山、蛇塚及び蛇塚西
	仁礼	東ノ入、西ノ入、細尾沢、尾木ノ入、細尾、小金石、茂助原、仙仁山、仁礼山及び峰ノ原
	亀倉	坪加、十二、西ノ入及び奥山
	米子	上ノ山、よしの山、漆ゴウロ、海倉、野田ノ沢、志げ入、北ノ入、大古場、フナキ、大比良、大久保及び米子山
	塩野	栃平及び塩名
	豊丘	小奈良、飯綱、コクサギ、待留、坊平、奈良山及び乳山
普通保全地区		特別保全地区及びその他保全地区以外の地区
その他保全地区	須坂	田中宮並びに中縄手及び西組沖の各一部
	小山	源田、中堰、助四郎、蒔田及びザラメキ並びに布田の一部
	相之島	四人取、柳原、並柳、仲田、七反配、土手内、土手外、西勝配、大角豆島、宮西、長土府、裏河原、開田、新田及び沼
	北相之島	全地区
	小島	全地区
	小河原	柳沢西沖、中道北沖及び中道南沖
	塩川	五輪田、久根下及び梶田
	高梨	全地区
	村山	堰向、流、芦沢、土手内及び北河原並びに西畑、土手外、中河原及び大割の各一部
八重森	全地区	

沼目	全地区
五閑	全地区
井上	蛇沢、松宮及び腰巻並びに伝石、京善橋、前田、長沢、砂田、双六及び中町の各一部
福島	屋敷、雁土橋、内田、東畑及び城並びに七配の一部
中島	全地区
九反田	全地区

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第3条関係)

様式第7号 (第3条関係)

様式第8号 (第4条関係)